

事 務 連 絡
令 和 2 年 6 月 2 日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課
都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局)
 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 御 中
都 道 府 県 後 期 高 齡 者 医 療 主 管 部 (局)
 後 期 高 齡 者 医 療 主 管 課 (部)

厚 生 労 働 省 保 険 局 医 療 課

疑 義 解 釈 資 料 の 送 付 に つ い て (そ の 15)

診 療 報 酬 の 算 定 方 法 の 一 部 を 改 正 す る 件 (令 和 2 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 57 号)
等 に つ い て は 、 「 診 療 報 酬 の 算 定 方 法 の 一 部 改 正 に 伴 う 実 施 上 の 留 意 事 項 に
つ い て 」 (令 和 2 年 3 月 5 日 保 医 発 0305 第 1 号) 等 に よ り 、 令 和 2 年 4 月 1
日 よ り 実 施 す る こ と と し て い る と こ ろ で あ る が 、 今 般 、 そ の 取 扱 い に 係 る 疑
義 照 会 資 料 を 別 添 1 か ら 別 添 3 の と お り 取 り ま と め た の で 、 参 考 ま で に 送 付
い た し ま す 。

(別添2)

歯科診療報酬点数表関係

【特定保険医療材料】

問1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」のⅡの4の059「純チタン2種」(以下、「純チタン」という。)について、鋳造用ではなくCAD/CAM用の材料を用いた場合は算定できるか。

(答) 算定できない。

問2 純チタンで作製した全部金属冠について、歯冠形成はどのように算定するのか。

(答) 区分番号「M001」に掲げる歯冠形成の「1のイ 金属冠」又は「2のイ 金属冠」により算定する。

問3 純チタンで作製した全部金属冠について、装着はどのように算定するのか。

(答) 区分番号「M005」に掲げる装着の「1 歯冠修復」により算定する。

問4 純チタンで作製した全部金属冠について、区分番号「M000-2」に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料は対象となるか。

(答) なる。